

浦安市規則第31号

浦安市寝たきり身体障がい者出張理髪の費用の助成に関する規則
の一部を改正する規則

浦安市寝たきり身体障がい者出張理髪の費用の助成に関する規則（平成13年規則第38号）の一部を次のように改正する。

第1条中「理容師」の次に「又は美容師（以下「理容師等」という。）」を加える。

第2条第2号及び第4条第2項中「理容師」を「理容師等」に改める。

第6条第2項中「に6枚」を「の属する月から当該月の属する年度の3月までの月数を2で除して得た枚数（1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた枚数）を」に改める。

第7条中「理容師」を「理容師等」に改める。

別記第2号様式中

「

理容師	住 所	浦安市
	氏 名	

」

を

「

理容師 又は 美容師	所在地	
	氏 名	

」

に、「理容師以外」を「理容師又は美容師以外」に改める。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。